公

告

保安林の指定解除予定......

青森県指定金融機関等の指定の一部改正..... 公有水面埋立て工事のしゅん功認可..... 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正.

告

示

目

次

右

同

建設業者の許可の取消し.....

右 右

右

同 同 同 宅地建物取引業者の免許の取消し.....

(建築住宅課) ...

: :

同

: :

同

同

:

右

同

県営土地改良事業計画変更の決定. 県営土地改良事業計画の決定.

型式の検定適合遊技機

企生

画^活 画安

課全 :

ベ

公安委員会

第二千二百八十八号

平成十六年

二月十三日

青森県告示第八十三号

定)の一部を次のように改正する。 昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設

平成十六年二月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

二の表今別町東部第一区域の項を次のように改める。

森の区域の地区のうち、大字砂ケの地区のうち、大字砂ケーの別町東部漁業協同組合の別町東部第一区域

(港湾空港課)

理

:

林

政

課

改団

本体 善経

総トン数十トン未満の漁船により行う漁業

二の表今別町東部第二区域の項を次のように改める。

の区域のつち、大字大泊の地区のうち、大字大泊の別町東部漁業協同組合

(農村整備課) ...

同 同

> 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業

青森県告示第八十四号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、 森林法 (昭和二

十六年法律第二百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年二月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

(整備事務所)

:

Ħ.

(整備事務所)

Ħ. Ħ. 껃 껃 껃

解除予定保安林の所在場所

上北郡六ケ所村大字平沼字道ノ下五八の三五

保安林として指定された目的

風害の防備

Ξ 保安林を解除しようとする理由

示

用水路用地とするため

青森県告示第八十五号

条第二項の規定により告示する 平成十六年二月五日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同 年一月五日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十二

で大間町役場に備え置いて閲覧に供される なお、 免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

平成十六年二月十三日

大間港港湾管理者 青 森

認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

三七九番、三八〇番、三八一番、三八二番、三八三番及び三八四番の地先公有水 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸三七六番、三七七番一、三七七番二、三七八番、

面

二区域

間字奥戸下道四五番一〇〇の地先公有水面 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸三八四番、 三八五番、三八六番及び同町大字大

2 区域

一区域

2 1 1 埋立区域 代表者の住所及び氏名 認可を受けた者の住所及び名称 取締役社長 電源開発株式会社 東京都中央区銀座六丁目一五の 東京都三鷹市下連雀五丁目三の一 一区域 中垣喜彦 代表者 四三〇号 青森県知事 Ξ 村 申 吾

青

ラス〇・七一メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域 で結んだ線及び ○分○○秒、二・五二メートルの地点を中心とする半径二・五二メートルの円で の地点 の地点と の地点から 国土地理院三等三角点小奥戸 の地点を結ぶ南西側の円弧 |五メートルの地点 四〇度五四分四七秒一六一)から三四八度一四分二四秒一、〇六〇・ の地点と◎の地点を結ぶ平成十年の秋分の満潮位 (T・P・プ の地点までを順次直線で結んだ線、 (北緯四 の地点から③の地点までを順次直線 度二九分五四秒一五四、 の地点から一一度〇

③の地点 ③の地点 ③の地点 ②の地点 ②の地点 の地点 ③の地点から九三度四八分二七秒四七・四一メートルの地点 ◎の地点から九五度五一分三六秒四○・二九メートルの地点 ∞の地点から一○○度五九分五八秒七九・七四メートルの地点 の地点から七六度四八分○九秒四三・○二メートルの地点 の地点から一○一度○○分○○秒一五四・六五メートルの地点 の地点から の地点から一〇一度〇〇分〇〇秒一七八・三三メートルの地点 の地点から一九一度〇〇分〇〇秒四一・六〇メートルの地点 の地点から六五度○○分○○秒一三・六○メートルの地点 の地点から三三四度五九分五九秒一三・五六メー トルの地点 の地点から三五九度二九分五九秒六三・九二メートルの地点 の地点から二八一度〇〇分〇〇秒九・七三メートルの地点 の地点から□□一六度○○分○○秒三・五六メートルの地点 の地点から二八一度○○分○○秒六七・七五メートルの地点 の地点から二七一度二九分二八秒四・〇六メートルの地点 の地点から二八一度○○分○○秒七六・○○メートルの地点 の地点から二六〇度五六分五二秒四・二六メートルの地点 の地点から二八一度〇〇分〇〇秒五六・〇〇メートルの地点 の地点から二六三度一五分一九秒六・三〇メートルの地点 の地点から二八一度○○分○○秒三○九・○○メートルの地点 の地点から一一度〇〇分〇〇秒一・五三メートルの地点 の地点から二八一度○○分○○秒一○・八四メートルの地点 一九一度〇〇分〇一秒一九・〇〇メートルの地点

Α 二区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び③の地点と②の地点を結ぶ平成十年の秋

青森県告示第八十六号

(3) 平成16年2月13日 金曜日

> 界線により囲まれた区域 分の満潮位 (T・P・プラス〇・七一メートル) における公有水面と陸地との境

国土地理院三等三角点小奥戸 (北緯四一度二九分五四秒一五四、 一四〇度五四分四七秒一六一) から三四八度三四分〇〇秒一、二五八・ 東経

三〇メートルの地点

③の地点 ❸の地点から二五九度五九分五九秒一三・八四メートルの地点

③の地点 ③の地点から三三五度二三分五三秒一三七・二六メートルの地点

26の地点 ③の地点から二四度二○分○九秒八六・八二メートルの地点

②の地点 面 積 ⑩の地点から三三九度二一分五二秒三五・○八メートルの地点

合計 三八、

Α A 二区域 一区域 二五、三三五・二九平方メートル 一三、一八〇・九九平方メートル

五一六・二八平方メートル

平成十六年二月十三日

部を次のように改正し、平成十六年二月十六日から施行する。

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号 (青森県指定金融機関等の指定)の

青森県知事 Ξ 村 申

吾

を削る。

第二号の表中

張所 | 東津軽郡平内町大字小湊新あおもり農業協同組合小湊出 | 東津軽郡平内町大字小湊

告

公

県営土地改良事業計画の決定

前地区の県営土地改良事業 (一般農道整備事業) 計画を定めたので、同条第五項の規 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、長

定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

縦覧に供する書類

青森県知事

Ξ

村

申

吾

土地改良事業計画書の写し

_ 縦覧の期間

平成十六年二月十六日から同年三月十二日まで

Ξ 縦覧の場所

弘前市役所

鰺ケ沢町役場

薄市地区の県営土地改良事業 (一般農道整備事業) 計画を変更したので、同条第六項 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第一項の規定により、 県営土地改良事業計画変更の決定

において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供す

ಠ್ಠ

平成十六年二月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

縦覧に供する書類

縦覧の期間

土地改良事業計画書の写し

平成十六年二月十六日から同年三月十二日まで

縦覧の場所 中里町役場

Ξ

市浦村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

後谷地地区の県営土地改良事業 (ため池等整備事業) 計画を変更したので、同条第六 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

森 県 報 青 (4) Ξ ıΣ する。 兀 Ξ 五 項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供 定により公告する。 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十六条第一項の規定によ 縦覧の期間 代表者の氏名 次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第七十条第一項の規 縦覧の場所 平成十六年二月十六日から同年三月十二日まで 縦覧に供する書類 平成十六年二月十三日 取消年月日 免許証番号 主たる事務所の所在地 増澤哲造 愛ランド開発有限会社 商号又は名称 平成十六年二月十三日 土地改良事業計画書の写し 平成十六年二月十三日 青森県知事三第二六四七号 八戸市城下一丁目一の六 下田町役場 宅地建物取引業者の免許の取消し 青森県知事 青森県知事 Ξ Ξ 村 村 申 申 吾 吾 _ = ıΣ 兀 五 Ξ 定により公告する。 定により公告する。 ıΣ 代表者の氏名 青森県知事一第三〇〇六号 株式会社潤不動産

宅地建物取引業者の免許の取消し

宅地建物取引業法 次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第七十条第一項の規 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十六条第一項の規定によ

平成十六年二月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称

代表者の氏名

大西尚子

主たる事務所の所在地

五所川原市字下り枝九の三

免許証番号

取消年月日

平成十六年二月十三日

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十六条第一項の規定によ 次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第七十条第一項の規 宅地建物取引業者の免許の取消し

平成十六年二月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 有限会社金友不動産

 \equiv 主たる事務所の所在地

Ξ

主たる事務所の所在地

上北郡百石町字下川原七の三

代表者の氏名

有限会社橋本開発 商号又は名称

橋本勝人

兀

免許証番号

五

取消年月日

青森県知事(第二九二三号

平成十六年二月十三日

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年二月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

兀 五所川原市字下り枝九の三

取消年月日 青森県知事─第二九六六号

五

平成十六年二月十三日

宅地建物取引業者の免許の取消し

定により公告する。 り、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第七十条第一項の規 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十六条第一項の規定によ

平成十六年二月十三日

青森県知事

 \equiv 村 申 吾 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十六年二月十三日

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

 \equiv 氏名 鎌田 仁郎

商号又は名称

鎌田技建

主たる営業所の所在地 南津軽郡浪岡町大字本郷柳田七九の

許可番号 青森県知事許可 (般 _ 四 第一四五五八号

兀 Ξ

五

取消年月日 平成十六年二月二日

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十六年一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

安 委 員

商号又は名称 古山左官

氏名

 \equiv 主たる営業所の所在地 古山 丙午 青森市大字安田字近野一一二の一〇

許可番号 青森県知事許可 般 一三) 第一〇〇〇六五号

取消年月日 平成十六年二月二日 兀

取消しに係る建設業の許可

六 五

左官工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

1)

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十六年一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

青森県知事 Ξ 村 申 吾

六 取消しに係る建設業の許可

七

モナキストFD

"

11

CRモナコパーティT3S

"

RモナコパーティFO

11

11

CRモナコパーティ HC

"

CRモグッテお宝T5SS

奥村遊機株式会社

11

CRヌーボーヌーボー

Ν

"

CRヌーボーヌーボーX

"

CRヌー ボーヌーボー

R

"

CRヌーボーヌーボーS

タイヨー エレック株式会社

青森県公安委員会告示第八号

号) 第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技 により告示する。 六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定 機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和二十三年法律第百二十二

平成十六年二月十三日

引 利

"	ぱちんこ遊技機	遊技機の種類	子 (x t) im (
CR力道山HN	CRがんげ	型	Ī		
Н N	CRがんばれ桃太郎Z	元	<u>.</u>		上 リト木 ヨトノン・アト
		名	,	31111/27 7731111	
サ	株式	製	Į	Ð	Ę
サミー 株式会社	株式会社メーシー 販売	造業者		植	ñ
会社	「 「シ	メロス	Ì.	引	
	販売	*造業者又は輸入業者名	ا د ا	禾	ij
		2	í —		Į
				,,	
		回 胴		"	

"	CRトップクルージングHNA	株式会社まさむら遊機
"	CRトップクルージングHNB	"
"	CR暴れん坊将軍C	株式会社藤商事
"	CR暴れん坊将軍S	"
"	CR・新名画XJ	株式会社平和
"	CR・新名画YJ	"
回胴式遊技機	エノモトカナコデドウデスカシンドバッドアドベンチャーハ	株式会社エレコ

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行